

千葉県美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する 基本協定書に係る変更協定書

千葉県（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉県教育振興財団（以下「乙」という。）との間で令和2年3月4日付けをもって締結した「千葉県美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する基本協定書」及び令和2年4月1日付けをもって締結した「千葉県美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する基本協定書に係る変更協定書」並びに令和5年4月1日付けをもって締結した「千葉県美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する基本協定書に係る変更協定書」（以下、基本協定書という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 基本協定書第48条第2項について、次とおり変更する。

（変更前）指定期間中の指定管理料の総額は、2,732,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

（変更後）指定期間中の指定管理料の総額は、2,749,990千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 千葉県中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 神 谷 俊 一

乙 千葉県中央区弁天3丁目7番7号
公益財団法人 千葉県教育振興財団
理 事 長 飯 田 正 夫